

地下水を採取する場合は、 県知事への許可申請または届出が必要です

すでに県知事へ届出をして地下水を採取している人も、許可申請が必要なポンプを使用している場合は、9月30日(水)までに県知事の許可を受ける必要があります。許可手続きに必要な時間を考慮し、7月末までに申請してください。

井戸がある地域	ポンプなどの吐出口の断面積		必要な手続き
(重点地域) 熊本市、菊池市(旧泗水町、旧旭志村)、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町 ※指定地域の中で、特に地下水の水位が低下している地域を指定。	ポンプ	6cm ² (口径約2.8cm)を超え、19cm ² (口径約5cm)以下のもの	届出
		19cm ² (口径約5cm)を超えるもの	許可申請
	自噴	19cm ² (口径約5cm)を超えるもの	届出
(指定地域) 荒尾市、玉名市、玉東町、長洲町、菊池市(旧菊池市、旧七城町)、山鹿市(旧山鹿市、旧鹿本町、旧鹿央町)、宇城市(旧松橋町、旧小川町)、八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町)、氷川町、天草市(旧本渡市、旧五和町) ※地下水採取に伴う障害が生じたり、生じるおそれがある地域で、重点地域に該当する区域に加え上記の地域を指定。	ポンプ	6cm ² (口径約2.8cm)を超え、125cm ² (口径約12.8cm)以下のもの	届出
		125cm ² (口径約12.8cm)を超えるもの	許可申請
その他の地域	ポンプ	50cm ² (口径約8cm)を超え、125cm ² (口径約12.8cm)以下のもの	届出
		125cm ² (口径約12.8cm)を超えるもの	許可申請

※地下水を田畑のかんがい用に使用する場合は許可申請が必要なポンプであっても、許可申請ではなく届出が必要です。
※未届け、未許可で地下水を採取した場合は、罰則が適用されることがあります。

〈問い合わせ〉 県環境生活部 環境局環境立県推進課 TEL096(333)2272

不法投棄は許されません

農道や山林の道路脇など、人目に付かない場所へのごみの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は景観を損ねるのはもちろん、水質や土壌の汚染などの環境への影響も心配されます。「自分さえ良ければ……」の公共マナーを欠いた身勝手な行動は絶対に許されません。村では環境保全民間監視員(区長)による巡回・監視パトロールなどで防止に努めています。村民の皆さんも、「きれいな村」「住みやすい村」を目指し、不法投棄は「しない」「させない」を目標に不法投棄の防止に取り組みしましょう。



第七駐在区に不法投棄された廃プラ



県・県警・村による合同パトロール

〈問い合わせ〉 役場 環境対策課 TEL(67)3176